

A I 活用力向上研修実施業務仕様書

1 業務名

A I 活用力向上研修実施業務（以下「本業務」という。）

2 業務実施場所

広島県呉市中央4丁目1番6号ほか

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 業務目的

本市では、A I をあらゆる分野で積極的に活用することで、より質の高い市民サービスを提供するとともに、庁内業務の高度化・効率化と職員の働き方改革を推進することとしている。

A I の積極的な活用には、様々な業務の特性に応じて適切なA I サービスを評価・選択し、事業の企画から導入・活用まで一貫して担える職員を育成することが必要である。

本業務は、本市におけるA I 活用を推進するための人材育成研修を外部の専門事業者に委託することにより、受託者がその専門的知識・経験に基づき、本市の実情・ニーズに応じた研修プログラムの企画・立案・実施・フォローアップを行うことで、本市におけるA I 導入の中心的な役割を担う人材を育成することを目的とする。

5 業務内容

本事業の推進に必要な支援として、次の業務を行うものとする。

(1) 本事業の推進に係るマネジメント

ア 事業計画書案の作成

研修や伴走型支援（フォローアップ）に関する具体的な体制、スケジュール、研修内容や支援内容、事業の進捗管理方法等を含んだ事業計画書案を本市と協議の上作成し、提出すること。

イ 事業の進行管理

事業計画書に基づき、進捗管理、情報共有等の進行管理を行うこと。進行管理に必要な進捗会議は、定期的（最低月1回程度）に対面又はオンライン上で行うものとし、摘録を速やかに作成・提出すること。この場合において、本市の来庁要請があったときには、特段の事情がない限り応じることとする。

(2) 研修の企画・実施

本市が導入済みの生成A I サービス※¹や呉市生成A I 利用ガイドライン※²を踏まえ、次の内容の研修を企画・実施すること。研修を実施する際には、録画を行い、本市に提供すること。研修の内容、回数・手法等の詳細については、本市と協議の上決定するものとする。

ア 全体研修

- ・ 全庁職員を対象に、生成A I に限定することなくA I に関する基礎知識及び他自治体における活用事例を学習させるとともに、A I が効果を発揮する業務の特徴を理解させ、A I 活用に対する心理的ハードルを下げ、意識醸成を図ること。
- ・ A I を活用した事業を企画できる職員の育成を目指すこと。
- ・ 本市が用意する主要な生成A I サービスを用いてA I の操作、仕組みに関する説明を行い、A I の利点や欠点について直感的に理解できる内容とすること。

イ 少人数ワークショップ

- ・ 職員がA I の特性を把握し、様々なA I 技術や事業者が開発した専門的なA I システムを用いて市民サービス向上に結びつける企画力やA I を活用した具体的な業務改善計画を立案する能力を習得することを目的として、少人数ワークショップを開催すること。
- ・ 本市各課のグループリーダー層を対象に、他市事例を基にしたA I による業務改善シミュレーションを通じて、「A I で業務を変える」という成功体験を疑似的に体験させること。シミュレーションに使用する事例として、生成A I、画像認識A I、音声認識A Iなどを活用した具体的な事例10パターン程度提案すること。なお、本市において、業務への適合可能性に基づき3パターン程度を選択することとする。
- ・ 回数及び実施時間については、本ワークショップの目的（A I による業務改善シミュレーションを通じた成功体験の習得、業務改善計画の立案能力の習得）を十分に達成できる内容とするとともに、職員の通常業務への影響を考慮し、過度な負担とならない適切な回数及び時間を提案すること。
- ・ 業務へ適用できるA I を選定する能力、及びA I を活用した具体的な業務改善計画を立案する能力を習得させること。参加人数は20名程度を想定している。

ウ 伴走型支援（フォローアップ）

- ・ ワorkshop受講者が、A I 導入に向けた企画立案・予算要求を実践できるよう継続的に支援すること。支援内容について、具体的かつ実践的な支援方法を提案書に

※1 本市では令和5年12月からF I X E R社の「G a i X e r」、令和8年4月からP o l i m i l l社の「Q o m m o n s A I」を利用しており、主要なA Iモデルとして、G P T、C l a u d e、G e m i n iなどを利用できる。また、「Q o m m o n s A I」ではプライベートナレッジというユーザー毎に外部データを登録できるR A G機能を有する。（参考URL：<https://info.qommons.ai/function>）

※2 本市では生成A I利用ガイドラインを策定して、ホームページで公開している。（参考URL：<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/36/kure4-ai-chatgpt.html>）

明記すること。

- ・ 現在本市で推進中のBPR（業務改革）の取組と連携し、AIを活用した改善案を提案すること。

(3) 最終報告

ア 本業務の成果等を最終報告書として作成し、提出すること。

イ 最終報告書には、今後2～3年のAI活用人材の育成についての提案を含めること。
長期的な計画の提案の作成にあたって、本市と協議を行い、実効性のある提案を作成すること。

6 スケジュール案

事業のスケジュール案を以下に示す。より効果的で実現性のあるスケジュールを提案すること。なお、実際のスケジュールは、契約締結後に本市と協議の上、決定する。

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	▲研修計画策定 ▲全体研修					
		少人数ワークショップ		→		
					伴走型支援	→

7 実施体制・条件

- (1) 受託者は、本業務又は本業務に関連する事項について、本市から依頼又は問合せがあった場合、適切な助言を行うとともに、必要な支援を行うこと。
- (2) 本市との会議等について、本市で行う場合の会議場は本市が用意するものとし、オンライン上で行う場合は受託者がURL等を設定すること。
- (3) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む）の名簿とその連絡先を明記した実施体制表を、契約締結時に提示すること。

なお、原則として体制の変更は認めず、やむを得ず変更する場合は、従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す資料を提示し、事前に承認を得ること。

8 成果物

次のものについて電子データにより本市が指定する方法・期日までに納品すること。

- (1) 事業計画書案
- (2) 研修資料（録画データを含む）
- (3) 最終報告書（本業務の総括、今後のAI活用人材の育成についての提案等）
- (4) 会議、ヒアリング等の摘録
- (5) その他、本市と協議の上決定したもの

9 その他

- (1) 本業務を適切に遂行するため、必要に応じて、随時本市と協議を行うこと。
- (2) 業務の実施に際しては、本市の指示に従うこととし、仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合については、本市と協議の上決定するものとする。
- (3) 業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の全部又は主体的部分以外の部分を第三者に委任し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）ときは、当該業務範囲につき、あらかじめ本市と相談の上、承諾を得ること。また、再委託させたときは、受託者は本市に対して、再委託させた者の商号又は名称その他必要な事項を通知すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関連法令及び呉市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として適正に管理することとし、当該情報を本業務の目的以外に利用し、又は第三者へ提供してはならない。契約が終了し、又は解除した後においても同様とする。なお、本事業の履行に当たる受託者の使用人及び再委託先も同様の責務を負う。